

**消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が
充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費**

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 4億 312万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 99億8,345万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他	
社会福祉	生活保護事業	787,478	610,221	25,742	0	5	12,872	138,638
	児童福祉事業	3,675,011	1,826,524	726,642	0	117,576	85,322	918,947
	高齢者福祉事業	378,450	498	2,760	0	66,786	26,202	282,204
	障害者福祉事業	1,774,484	773,557	464,129	0	6,844	45,024	484,930
	小計	6,615,423	3,210,800	1,219,273	0	191,211	169,420	1,824,719
社会保険	国民健康保険事業	665,674	69,838	234,168	0	0	30,727	330,941
	介護保険事業	973,500	32,374	16,187	0	0	78,582	846,357
	小計	1,639,174	102,212	250,355	0	0	109,309	1,177,298
保健衛生	後期高齢者医療事業	1,084,074	0	191,437	0	0	75,838	816,799
	医療対策事業	429,449	3,404	1,092	2,300	57,864	30,992	333,797
	疾病予防対策事業	147,010	2,064	328	0	2	12,286	132,330
	健康増進対策事業	68,318	261	5,892	0	38	5,278	56,849
	小計	1,728,851	5,729	198,749	2,300	57,904	124,394	1,339,775
合計	9,983,448	3,318,741	1,668,377	2,300	249,115	403,123	4,341,792	

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。